

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

共通
別紙-1①

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)		
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	a, b, c, d	○	1. 施工計画書が工事中事前に提出された。		R . . .	
			○	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		R . . .	
			○	3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指要等に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。または、建設キャリアアップシステム(CCUS)やその他の適切なシステムを活用して発注者が施工体制を確認し、これらの書類は提出不要とした。【法令遵守該当項目】		建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2-7 入札契約適正化法第15条 元下要綱第10	R . . .
			○	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		R . . .	
			○	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。		建設業法第40条、建設共済法、入札契約適正化指針(5)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第40条	R . . .
			○	6. 「施工体系図」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。		建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . . .
			○	7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】		建設業法第24条の4 元下要綱第5	R . . .
			○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。(フレックス工事・準備期間確保工事における受注時の登録は着工後10日以内)		入札契約適正化指針(5)ハ	R . . .
			○	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。		現場代理人の常駐義務の緩和措置	R . . .
			-	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。			
			-	11. 施工計画書が工事中事前に提出されなかった。			
			-	12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。			
			-	13. 「評価対象項目」のうち、3, 7のいずれかが×である。			
			-	14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】		建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . . .
			-	15. 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】		建設業法第26条 元下要綱第9	R . . .
			-	16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】		建設業法第22条 入札契約適正化法第14条 元下要綱第3 工事請負契約第6条	R . . .
			-	17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。			

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを参照。

9 / 9 = 100%

該当項目が90%程度以上
a(施工体制が適切である)
該当項目が80%~90%程度以上
b(施工体制がほぼ適切である)
該当項目が60%~80%程度 又は
c(他の事項に該当しない)
e判定項目に該当する場合
該当項目が60%程度未満 又は
d(施工体制がやや不備である)
e判定項目に該当する場合
e(施工体制が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
はc判定以下とする。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

共通
別紙-1②

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「一」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック) (第1評定者)	
1. 施工体制	Ⅱ. 現場代理人及び配置技術者	a, b, c, d	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。	R . . .	
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	R . . .	
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。	R . . .	
	総合判定	a	○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。	R . . .	R . . .
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。	R . . .	R . . .
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。	R . . .	R . . .
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。	R . . .	R . . .
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。		
			○	9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。	R . . .	R . . .
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。		
			○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。		
c判定	e判定	—	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。			
		—	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。			
		—	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	工事請負契約約款第10条	R . . .	
		—	15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 工事請負契約約款第10条	R . . .	
		—	16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二四(3)	R . . .	
		—	17. 監理技術者が所特しなけれならぬ監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条	R . . .	
		—	18. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外 【法令遵守該当項目】	建設業法第26条の2 工事請負契約約款第10条	R . . .	
		—	19. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。			
		—	20. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。			

該当項目が90%程度以上
a(技術者が適切に配置されている)
該当項目が80%~90%程度
b(技術者がほぼ適切に配置されている)
該当項目が60%~80%程度 又は
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d(技術者の配置がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(技術者の配置が不備である)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
c 評価以下とする。

11 / 11 = 100%

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

共通
別紙-1③

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)
2. 施工状況	I. 施工管理 総合判定 a	判定 a 100%	○	1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。	
			○	2. 施工計画書は、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていた。	
			○	3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に管理されていた。	
			○	4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。	
			○	5. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。	R . . . R . . . R . . .
			○	6. 工事材料の品質に影響がないよう保管していた。	R . . . R . . . R . . .
			○	7. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確にされていた。	
			○	8. 段階確認の手續きが事前になされと共に、確認時期の設定が適切であった。	
			○	9. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。	
			○	10. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。	
			○	11. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。	
			○	12. 現場内の資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。	R . . . R . . . R . . .
			-	13. 施工管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。	
			-	14. 14-①監督員からの指示等に適切に対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 14-②発注者指定型のICT活用工事において、選択したプロセスが実施されなかった。(受注者の責による場合)	
			-	15. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。	
			-	16. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。	
			-	17. 監督員からの指示等に適切に対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。	

該項目が90%程度以上
a(施工管理が適切である)
該項目が80%~90%程度
b(ほぼ適切である)
該項目が60%~80%程度 又は
c判定項目に該当がある場合
c(他の事項に該当しない)
該項目が80%程度未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(施工管理がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(施工管理が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
はc評価以下とする。

12 / 12 = 100%

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

農林用・土木用
別紙-1④

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、e,d判定を「一」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理 総合判定 a	a, b, c, d 判定 a 100% c判定 d判定 e判定	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また、現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。	R . . . R . . . R . . .
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。	
			○	3. フォローアップ等を定期的実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。	
			○	4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。	
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。	
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。	
			—	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。	
			—	8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8-②週休2日工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(発注者の責による場合。ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。※週休2日工事とは、週休2日確保モデル工事、週休2日交替制工事、完全週休2日工事をいう。)	
			—	9. 請負者の責めにより工期限内に工事を完成させなかった。	
			—	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。	

6 / 6 = 100%

該当項目が90%程度以上
a (工程管理が特に優れている)
該当項目が80%～90%程度
b (工程管理が優れている) 又は
該当項目が60%～80%程度
c (他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d 判定項目に該当がある場合
e (工程管理がやや不備である)
判定項目に該当がある場合
e (工程管理が不備である)

※ 評価対象項目数が2項目以下の場合
c 評価以下とする。

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを参照。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

営繕用
別紙-1④-1

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「一」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	a, b, c, d	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また、現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。	R . . .	R . . .
				2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。		
				3. フォローアップ等を定期的実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。		
				4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。		
				5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。		
				6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。		
				7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。		
				8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8-②週休2日工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(発注者の責による場合。ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。※週休2日工事とは、週休2日促進工事、週休2日交替制工事、完全週休2日工事をいう。)		
				9. 請負者の責めにより工期限内に工事を完成させなかった。		
				10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。		

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを参照。

6 / 6 = 100%

該項目が90%程度以上
a(工程管理が特に優れている)
該項目が80%～90%程度
b(工程管理が優れている)
該項目が60%～80%程度 又は
c判定項目に該当がある場合
c(他の事項に該当しない)
該項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(工程管理がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(工程管理が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
c 評価以下とする。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

共通
別紙-1⑥

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」、×「該当なし」、c,d,e判定を「-」 「該当」から選択)
2. 施工状況	IV. 対外関係 a 総合判定	a, b, c, d a 判定 100% c判定 d判定 e判定	○
			○
			○
			○
			○
			○
			○
			○
			○
			○
			-
			-

該当項目が90%程度以上
a (対外関係が適切であった)
b (対外関係が適切であった)
c 該当項目が60%～80%程度 又は
d 判定項目に該当がある場合
e (他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d 判定項目に該当がある場合
d (対外関係がやや不備であった)
e (対外関係が不備であった)
※評価対象項目数が2項目以下の場合は
c 評価以下とする。

7 / 7 = 100%

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

農林用・土木用
別紙-1⑦

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定) いずれかに「○」、d,e判定に「-」 「該当」「-」から選択	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定	a, b, c判定	○ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。	
			- 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。	
			- 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	
	a	d, e判定	-	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。
			-	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。
			-	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。
			-	契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。
	II. 品質 総合判定	a, b, c判定	○	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。
			-	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。
			-	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、a及びbに該当しない。
a	d, e判定	-	品質管理の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		-	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。	
		-	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。	
			<p>① 出来形の評定は、測定値が10点以上で出来形管理図表の作成が必要な工程のみとする。全ての工程で測定値が10点未満の場合には全ての判定項目「-」とする。 ※なお、測定値が10点以上あるにもかかわらず、出来形管理図表の作成に漏れがあった場合は評価判定できないため「C」評価とすること。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>※ばらつきの判定は別紙-4参照</p>	
			<p>① 品質の評定は、工事全般を通したものである。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づき全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p> <p>※ばらつきの判定は別紙-4参照</p>	

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

営繕用(建築)
別紙-1⑦-1

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a, b, c判定に「○」「×」、d, e判定に「-」「該当」から選択)			
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定 a	a, b, c 判定 a 4	○ 1. 設計図書に基づく出来形値が適切に定められており、確認できる。			
			○ 2. 出来形管理に創意工夫がある。			
			○ 3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。			
			○ 4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断できる。			
			- 5. その他(理由:)			
				↓ d, e評価		
			d, e 判定 -	d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。 e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。 e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。		
	II. 品質 総合判定 a	a, b, c 判定 a 100%	-	(躯体工事)		
				○ 1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。		
				○ 2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。		
○ 3. 材料の品質証明が適切である。						
○ 4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。						
○ 5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。						
○ 6. 不可視部分の写真記録が適切である。						
○ 7. その他(理由:)						
○ 8. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。						
○ 9. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。						
○ 10. 材料の品質証明が適切である。						
○ 11. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。						
○ 12. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。						
○ 13. その他(理由:)						
			↑ d, e評価			
			a. 該当項目が90%程度以上 b. 該当項目が80%～90%程度 c. 該当項目が80%程度未満			
《注意》 改修工事の場合は、新築工事の各項目に「該当なし」を選択。 新築工事の場合は、改修工事	-	-	(確認事項)			
			○ 14. 品質管理方法が明確である。			
			○ 15. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。			
			○ 16. 材料の品質証明が適切である。			
			○ 17. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。			
			○ 18. 品質・形状が適切で良好な施工である。			
			○ 19. その他(理由:)			
			○ 20. その他(理由:)			
						↑ d, e評価
						11 / 11 = 100%
		d, e 判定 -	d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。 e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。 e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。			

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

営繕用(電気通信)
別紙-1⑦-2

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a, b, c判定)に○「×」、d, e判定に「-」該当「-」から選択	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	a, b, c 判定 a	○ 1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。	
			○ 2. 出来形管理に創意工夫がある。	
			○ 3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。	
			○ 4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断できる。	
			○ 5. その他(理由):	
	総合判定	4	—	※配線・支持材、機器の納まり等について考査する。 ↓ d, e評価
	II. 品質	a, b, c 判定 a	7	d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
				e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。
				(機材)
○ 1. 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が設備されている。				
総合判定	a	7	○ 2. 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。	
			(施工)	
			○ 3. 品質計画による品質管理記録が整備されている。	
			○ 4. 施工品質及び形状が適切で良好な施工である。	
			○ 5. 施工完了時の試験及び記録が適切である。	
			○ 6. 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が設備されている。	
			○ 7. 不可視部分の写真記録が適切である。	
			— 8. その他(理由):	
			— 9. その他(理由):	
			↓ d, e評価	d, e 判定
—	-	—	d. 部位に不適切な材料を使用している。	
—	-	—	d. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行い、改善された。	
—	-	—	e. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行ったが、改善されなかった。	
—	-	—	e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。	

a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。
b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の2項目以上に該当するもの。
c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。

6項目以上が該当・・・a
4項目以上が該当・・・b
2項目以上が該当・・・c
1項目以下……………d

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和8年4月1日以降適用)

営繕用(機械)
別紙-1⑦-3

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a, b, c判定に○)「×」、d, e判定に「-」該当から選択		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定 a	a, b, c 判定 a 5	○ 1. 機器、機具類の配置、納まりが良い。		
			○ 2. 配管、ダクト、配線等の配置、納まりが良い。		
			○ 3. 配管、ダクト等の支持、勾配等が良いである。		
			○ 4. 保安空間、保守空間の確保、据付の安全性への配慮がある。		
			○ 5. 全体的な製作精度、据付精度、出来ばえ等が良いである。		
			- 6. その他(理由):		
			↓ d, e評価		
	d, e 判定 -		d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。		
			e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。		
			e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。		
【確認項目】					
II. 品質 総合判定 a	a, b, c 判定 a 5	○	1. 機材等の品質、性能、形状の設計図書との適合性及び証明書類の整備 機器、機械単体品、器具類、材料、部品類 設備システム全体の機能・性能		
			2. 据付の状態 据付の精度・強度・耐久性 騒音、振動等 保温、防露、塗装等の仕様		
			3. 試験調整・現地試運転の状況及び記録書類の整備 性能確認、チェック項目確認 流量、温度等の調整状態 自動制御装置、安全・保護装置、その他装置の作動・調整状態 必要な試験記録、証明書類の整備		
			4. 操作性、保守維持管理性 運転操作性、メンテナンス性 完成図書の整備		
			5. 安全性 機能的な安全性の確保		
			- 6. その他(理由):		
			- 7. その他(理由):		
			↓ d, e評価		
			d, e 判定 -		d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。
					d. 部位に不適切な材料を使用している。
	d. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行い、改善された。 e. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行ったが、改善されなかった。 e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。				

a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。
b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の3項目以上に該当するもの。
c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。

4項目以上が該当・・・a
3項目以上が該当・・・b
2項目以上が該当・・・c
1項目以下・・・・・・・・・・d

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

営繕用(建築) 別紙一1③-1

(第1評定者)

審査項目		創意思工キータワー一覽表(該当項目の「○」を選択)	
5.創意思工	細別		
【軽微なもの】	1.創意思工キータワー評価	[準備・後片づけ関係]	
		1. 測量・位置出しにおける工夫	
		2. 現地調査方法の工夫	
		3. その他(理由:)	
		[施工関係]	
		4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	
		5. 工事加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み	
		6. 土工事・事業工事・敷骨建て方・コンクリート工事等の施工関係の工夫	
		7. 部材・機械等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	
		8. 電気工事等の配線・配管等での工夫	
		9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫	
		10. 照明・視界確保等の工夫	
		11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫	
		12. 運搬車両・施工機械等の工夫	
		13. 支保工・型枠工・足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫	
		14. 施工管理及び品質向上等の工夫	
		15. プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫	
16. 改修工事における仮設施工の工夫			
17. その他(理由:)			
	[品質関係]		
	18. 躯体工事の品質管理の工夫		
	19. 材料の検査試験に関する工夫		
	20. 施工の検査試験に関する工夫		
	21. 品質記録方法の工夫		
	22. その他(理由:)		
	[安全衛生関係]		
	23. 安全仮設備の工夫(落下物、墜落、転落、殊まね、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)		
	24. 安全教育、技術向上講習会等、教育・トレーニング、安全・ホールドール等に関する工夫		
	25. 現場事務所、労働者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫		
	26. 酷気対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び防塵防止策や作業中の換気等の工夫		
	27. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保のための工夫		
	28. 苦労作業等の作業環境低減等の工夫		
	29. その他(理由:)		
	[施工管理関係]		
	30. 出来形管理等に関する工夫		
	31. 施工計画書及び写真記録等に関する工夫		
	32. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図の工夫		
	33. 施工管理ソフト、重量管理システム等の活用		
	34. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫		
	35. その他(理由:)		
	[改修関係]		
	36. 利用並行改修における工夫		
	37. 既存部分との調整に関する工夫		
	38. その他(理由:)		
	[その他]		
	39. 電子納品を実施した。		
	40. 週休2日促進工事において、4週8休以上の休日を確保した。(受注者希望型の場合1点、発注者指定型の場合2点。月単位の場合は受注者希望型、発注者指定型共に2点。)ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。 週休2日交替制工事において、4週8休以上の休日を確保した。(2点) 完全週休2日工事において、4週8休以上の休日を確保した。(3点)		
	41. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。		
	42. その他(理由:)		
	評価点 0 点		
	・特に評価すべき創意思工事例を加点評価する。 ・加点は+5点~0点の範囲とする。 ・該当キータワーの数の数と重みを勘案して採点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等は各種管理計画等に履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。		
		記述評価【創意思工の詳細評価】○印を付したキータワー項目について、評価内容を概略記述	
		1.2 配点	
		2 配点	

※1. 創意思工においては「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば、加点、抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意思工は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。

※3. 創意思工は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、小さい工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものも評価する。

※4. キータワーの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。

※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。

※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(CT)施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. 「準備・後片づけ関係」,[施工関係],[品質関係],[安全衛生関係]の項目で、施工合理化技術を活用して効果があった場合には、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。
さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「その他」の項目に追加で加点できる。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

営繕用(機械)

別紙-1⑧-3

(第1評定者)

審査項目		創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)					
審査項目	細別	準備・後片づけ関係	施工関係				
5. 創意工夫 【軽微なもの】	1. 創意工夫 キーワード評価	1. 測量・位置出しにおける工夫					
		2. 現場調査方法の工夫					
		3. その他 (理由:)					
		[施工関係]		4. 機械・器具類の選定に関する工夫			
				5. 機器類の設計に関する工夫			
				6. システムの設計に関する工夫			
				7. 機器・器具類の配置・取付に関する工夫			
				8. 配管・ダクト等の配置・取付に関する工夫			
				9. 施工に作り器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫			
				10. 電気工事の配線・配管等の工夫			
				11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫			
				12. 設備の安全性の向上に関する工夫			
				13. その他 (理由:)			
		[品質関係]		14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫			
				15. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫			
				16. システムとしての性能を確保するための工夫			
				17. その他 (理由:)			
		[安全衛生関係]		18. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落・転落、枕巻れ、看板、立入禁止線、手摺、足場等)			
				19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全・安全コントロール等に関する工夫			
				20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫			
				21. 有毒ガス・可燃ガス・可燃ガスの処理及び防塵防止策や作業中の換気等の工夫			
				22. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫			
				23. 苦労作業等の作業環境低減等の工夫			
				24. ゴミの減量化、アライイングスタッフの励行等の地球環境への工夫			
				25. その他 (理由:)			
		[施工管理関係]		26. 施工計画書・写真管理等の工夫			
				27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫			
				28. 各種検査に対する工夫			
				29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)			
				30. 施工管理ソフト等の活用			
				31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫			
				32. その他 (理由:)			
		[改修関係]		33. 利用並行政修における工夫			
				34. 既存部分との調整に関する工夫			
				35. その他 (理由:)			
		[その他]		36. 電子納品を実施した。			
				37. 週休2日促進工事において、4週8休以上の休日を確保した。(受注者希望型の場合1点、発注者指定型の場合2点。月単位の場合は受注者希望型、発注者指定型共に2点。)ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。 週休2日交替制工事において、4週8休以上の休日を確保した。(2点) 完全週休2日工事において、4週8休以上の休日を確保した。(3点)			
		38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。					
		39. その他 (理由:)					
評価点		0	点				
<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は+5点〜0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して採点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。 		記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述					
		<table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>1、2 または3</td> </tr> <tr> <td>配点</td> <td>2</td> </tr> </table>		配点	1、2 または3	配点	2
配点	1、2 または3						
配点	2						

※1. 創意工夫においては、「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれは加点、抽出記述する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるとともに本審査項目でも再評価する。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、小さな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。

※5. 評定は評定者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。

※6. 施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. [準備・後片づけ関係]、[施工関係]、[品質関係]、[安全衛生関係]の項目で、施工合理化技術を活用して効果があった場合には、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、[その他]の項目に追加で加点できる。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

共通
別紙-1④

(第1評定者)

審査項目		環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
細別	環境対策	環境保全キーワード	環境保全キーワード
6. 環境対策	環境対策	■ 現場環境関係	
		-	1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
		-	2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
		-	3. その他(理由:)
		■ 周辺環境関係	
		-	4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
		-	5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	8. 周辺水環境(河川・湖沼・海洋)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	9. その他(理由:)
		■ その他	
-	10. うつくしま、エコ・リサイクル認定製品を活用していた。(設計図書で計上しているものは対象外。)(※この項目の評価点は3点とする。)		
-	11. その他(理由:)		
-	12. その他(理由:)		
評価点	5 点	記述評価【環境対策の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述	
		<ul style="list-style-type: none"> 特に評価すべき環境対策事例を加点評価する。 加点は+5点～0点の範囲とする。 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点とする。 1項目1点を目安とするが、内容によっては最大3点までの点数を与えてもよい。 総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。 	